

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会 令和3年度 事業計画

支えあいのまち 笑顔ひろがるまち

I 基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の生活様式が大きく変化をする中、その終息が待たれているが、まだまだ社会的な孤独の解消や経済の再生には時間がかかると思われる。また、本市の高齢化率は43%を超え、住み慣れた地域での生活の継続が厳しくなる一方、福祉を取り巻く環境は、複雑で重層化しており課題への対応が求められている。

そのような中、社会福祉協議会の使命となっている、地域福祉の推進は全くの猶予がない状況で、市や関係機関・団体と一体となってこの課題解決に邁進していくことが強く求められている。

本年は第4次地域福祉活動計画の策定の年度であるため、様々な課題を明らかにし、向こう5年間の社会福祉協議会の進むべき方向を決定したい。

II 重点施策

1. 地域福祉活動計画の策定

地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、住民参加による地域の支えあいを実現していくために、地域の住民や各種団体が主体的参加できるような市が策定する「地域福祉計画」と一体となった「地域福祉活動計画」を策定する。

2. 地域支え合い事業の推進

地域で暮らす人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、市や地区社協など関係団体等と協働し、支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者等の社会参加および生活支援・介護予防の充実を推進する。

3. 成年後見制度への取り組み

認知症や知的障がい等により日常生活に支障がある人たちを支えるため、市が設置する成年後見支援センターを受託し、制度の利用促進や普及を図る。また、法人後見の取組について調査研究を行い、市民後見人や関係機関とともに必要な相談支援を実施する。

4. 財政基盤の安定

介護保険事業は報酬改定が行われ、若干のプラス改定となっているが、本会の事業所を取り巻く環境は厳しさが増すことが予想されるので、四半期ごとの状況の把握を的確に行い、安定した経営を目指す。

Ⅲ 具体的事業内容

1. 総務課

【法人運営・財務人事係】

(1) 法人運営

① 理事会・評議員会・監査会

事業計画名	具体的内容
理事会	理事会の開催（年5回） ・任期満了（2年）に伴う理事の選任 ・法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、会長や他の理事の執行を監督する。
評議員会	評議員会の開催（年3回） ・任期満了（4年）に伴う評議員の選任 ・法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
監査会	監査会の開催（年2回） ・任期満了（2年）に伴う監事の選任 ・法人内の業務執行の状況及び法人内の財産の状況を監査する。

② 事務局運営

各課、総合相談センター及び各支部との機能連携を図り、事業の推進を進める。

事業計画名	具体的内容
事務局会議	・常務理事、管理職で構成する定例会議（月2回）
職員研修会	・全職員対象の人権研修会の開催（年1回） ・階層別研修会の開催（年1回）

③ 財政基盤の強化

事業計画名	具体的内容
介護保険事業 検討会議	・介護保険事業所の管理者・主任等で構成し、事業所の経営分析・介護保険事業及び事業所のあり方等について検討し増益をはかる。
補助金・委託料	・社協の特性にあった公益的、公共的事業の推進に必要な受託金、補助金を安定的に確保していく。

社協会員募集	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は、社協組織の基盤であることを踏まえ、その趣旨の普及に努める。 一般会費（1世帯 一口 1,000円） 賛助会費（ 一口 2,000円） 法人会費（ 一口 2,000円） ・自治会等へ出向き、理解を求める説明を行う。 ・6月を社協会費加入強化月間
寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の使途について広く周知し、社協に対する寄付の意味の理解を進める。
弔慰事業	<ul style="list-style-type: none"> ・弔意事業（弔電を送る）の実施。

④ 広報事業

事業計画名	具体的内容
広報紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあいネットワーク」の発行（年5回） ・見やすく、読みやすい紙面作りに努め、市民に福祉に対する関心と理解を深める。
ホームページの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報を掲載し、その他福祉活動情報を広く市民に発信していく。
SNSでの発信	<ul style="list-style-type: none"> ・公式フェイスブックにおいて身近な話題について発信をする。

(2) 児童館事業

指定管理者制度での事業として、豊後大野市の宝である子どもたちの交流の場の提供と健全な育成を図るため積極的に事業を展開する。

事業計画名	具体的内容
児童館の運営 (1施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・保護者が安全、安心して利用できるように学校や、関係機関との連携を図る。 ・学習の場、遊びの場を提供することで、社会福祉協議会らしい地域愛を育むよう様々な地域密着型活動を行う。

(3) 指定管理施設の管理運営

事業計画名	具体的内容
指定管理施設の管理運営	① 三重農村環境改善センターの経営
	② 清川高齢者生活福祉センター等の経営
	③ デイサービスセンター悠々の経営
	④ 朝地憩いの村の経営
	⑤ 犬飼高齢者生活福祉センター等の経営

※H31.4～R4.3の3ヵ年契約（三重農村環境改善センターはR2.4からR5.3まで）

【在宅福祉係】

介護保険法・障がい者総合支援法の基本理念を追求しながら「法令遵守」を意識した事業運営を実施し、利用者の尊厳とサービスの向上に努める。

共通事項

事業計画名	具体的内容
事業所管理者 主任等会議	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や求められるサービスを理解し、適正な事業所運営を進める。 ・課題や改善策を検討し、事業所管理者・主任等会議と事務局会議の連携を深める。
収支分析	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所毎に収支分析を行い、客観的に収支構造を把握し、課題の早期抽出や改善に向けての対応を図る。
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上、自己研鑽の機会を確保するため研修を計画的に実施する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランセンターとサービス事業所その他の関係者の連絡会議を開催し、利用者等の情報の共有と増収に向けた協議を行う。 ・模擬実地指導を実施し、法令遵守体制を再確認する。

(1) ケアプランセンター事業

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるように支援、援助を行う。

事業所名	具体的内容
ケアプランセンター ぶんごおおの	<ul style="list-style-type: none"> ・清川支部への移転 ・利用者のニーズの把握に努め、利用者に寄り添い、丁寧かつ迅速な対応や適切なケアマネジメントを行っていく。 ・事業所内で情報を共有し、利用者と顔の見える関係性を築く。 ・医療との連携を密に行い、利用者・家族へ質の高い支援を実施出来る様にしていく。 ・コロナ禍の中、孤立状態にならないように支援を行う。

(2) ヘルパーステーション事業

利用者が、可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した生活を送れるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行う。定期的に事業所の評価や情報交換を行う事により、サービスの適性・質の向上に努める。

事業所名	具体的内容
ヘルパーステーション ぶんごおおの	<ul style="list-style-type: none"> ・清川支部への移転(登録ヘルパーは日常の業務で各支部を詰所として活用) ・利用者、一人ひとりのニーズを把握し、家族とも相談し、利用者の自立に向けての支援、援助を行う。 ・関係機関との連携を密にし、報告・連絡・相談の徹底を行う。 ・ケアマネとの連携を取りながら利用者との円滑な関係を築く。また、他職種との連携が円滑にできるようにスキルアップに努める。 ・コロナ禍の中、感染対策を行い、利用者に安心してもらえる、サービス提供を行う。

(3) デイサービスセンター事業

利用者が、可能な限りその地域や在宅で、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う事により、社会的孤立感の解消、心身機能の維持を支援する。

事業所名	具体的内容
デイサービスセンター みつば苑	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々のニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスを提供し、安心して在宅生活を送れるよう居宅事業所等と連携しながら支援する。
デイサービスセンター 悠々	<ul style="list-style-type: none"> ・連携とチームワークを図り、自立支援のためのサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。
デイサービスセンター 憩いの村	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者の立場に立った適正な事業を実施し、心身機能維持向上や家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援する。
デイサービスセンター あけぼの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の機能向上、現状維持に向けての取り組みやサービスの質の向上により、利用者・家族に選ばれる事業所を目指す。 ・利用定員を1日10名に変更する。

(4) 生活支援ハウス事業

事業名	具体的内容
高齢者生活支援 ハウスの運営 (3施設)	指定管理者制度として、清川、朝地、犬飼で実施 ・入居者が安心して明るい生活が送れるよう、利用者本位のサービス提供、食事提供を行う。 ・入所判定ケア会議への参加。

(5) 元気クラブ

事業名	具体的内容
元気クラブ事業 (5地域 7教室)	市の受託事業として 清川・緒方・朝地(2教室)・大野(2教室)・犬飼で実施 ・利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。 ・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、認知機能維持等の活動を行う。

2. 地域福祉課

高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルスの感染が心配され、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まってきている。そんな中でも住民同士がともに支えあい、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合うことで孤立せずに、安心して暮らし続けられる地域、共生社会の実現を目指す。

地区社協、各種団体や関係機関と連携を図りながら地域福祉の啓発・推進に努め「支えあいのまち 笑顔ひろがるまち」の実現に繋げる。

【地域福祉係】

(1) 地域福祉事業

町ごとに、地域の課題やニーズを発掘し、それに応えるよう住民自らが考え、地域に合った特色ある取り組み(地域コミュニティーづくり等)の実現に向け人と人、人と制度、人と支援者などの資源を結び付け地域共生社会を作っていく。さらに次世代の担い手育成のため、学校等における福祉教育の支援を推進する。

①各町での取り組み目標と計画

町	目標	計画
三重町	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民で支え合い、助け合う仕組み、困りごと(ニーズ)を拾い出す方法を関係機関とも連携しながら考え、活動できる形にするように支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に地域とのかかわりを持ちながら地区社協等とも連携し地域の困りごとの把握、共有をして解決するための話し合いの場を自治会ごとに開催する。 サロン活動が維持、活性化するよう積極的にサロン訪問をする。サロン連絡会を立ち上げ、サロンでの困りごとなどの情報共有を行い、問題解決に向けての話し合いの場を作る。
清川町	<ul style="list-style-type: none"> 住民が住み慣れた地域で暮らし続ける為に、地域の方々と共に、課題解決が出来るよう「仕組みづくり」を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を把握・共有し解決に向けて、自治委員、民生児童委員、福祉委員、老人クラブ、行政関係者等と連携し、地区社協を核として、生活支援体制整備事業を進めていく。

<p>緒方町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協との連携により、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域」の実現を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関、団体と連携した自治会単位の見守り活動「小地域ネットワーク（あんしん訪問）」と見直し会議を行い、要支援者の状況確認、地域の課題を把握・共有する。 ・ おがたサロンの会を中心に、地域でのふれあい、健康、生きがい作り活動を推進させ、「地域の集いの場」の充実を図る。 ・ 地域での支え合いの取り組みを推進していくため、「支え合いフォーラム」を開催する。
<p>朝地町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉課題に対して迅速に対応し解決に向け行動する。 ・ 地域の方に社協の取り組みをわかってもらえるように情報を発信していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、地区社協、民生児童委員、福祉委員と情報を共有し連携する。 ・ サロンや老人クラブ、地域に出向き、課題や資源情報を収集する。 ・ ささえあいの体制づくりの基礎を作る。
<p>大野町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた住民自らの支え合いづくりの構築を目指す。 ・ 地域福祉向上のため各種団体や関係機関との連携を図り効率的で充実した事業実施に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会合等を通じ地域における支え合い意識の醸成を図りその組織化に努める。 ・ 地区社協及び民生児童委員、自治委員、福祉委員ほか関係機関との連携を深め地域課題の把握と解消の取り組みを行う。 ・ 高齢者の憩いの場であるサロン活動の充実と維持継続を支援する。

千歳町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協を中心に支所・住民組織・関係団体の方と一緒に地域福祉の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協の活動が安全で円滑に進められるように支援（研修の計画・関係機関の連携調整）する。 ・ 支所と連携し小地域見守り活動事業と町の防災組織との繋がりができるよう支援する。 ・ 町内に孤立者を出さないために民生委員・ボランティア組織との連携活動を支援する。
犬飼町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協事業の認識を理解してもらうために地域住民への座談会の開催や地区社協との連携を図り、頼られる社協を目指す。 ・ 地域の特性を生かした支え合いの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協を中心とし自治委員・民生児童委員・福祉委員と行政等と連携し地域課題を共有する。 ・ 地域の孤独が無いように通いの場・集いの場の充実を図る・小地域ネットの普及を推進・サロン活動の維持・活性化

②地区社会福祉協議会（地区社協）運営支援

地域住民が身近な福祉活動に参加・協力することにより、住民生活に根ざした支えあい、助け合い活動、ニーズ調査等を推進できるよう地区社協の運営支援を行う。

事業計画名	具体的内容
地区社協の運営支援・助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費助成、事業費助成 ・ 事務局としての支援
地区社協連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7地区社協の相互の関係強化及び連携をはかるため、地区社協連絡会を開催する。

③生活支援体制整備事業

事業計画名	具体的内容
生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ア．既存の活動やサービスの強化 イ．活動やサービスの創出 ウ．支援ニーズの把握 エ．地域資源の把握 オ．関係者間のネットワークの構築

日常生活の担い手となるボランティア等の養成に関する業務	・新たな住民主体の地域づくりの担い手となる活動者の発掘とその体制づくりの支援。
生活支援体制整備に関する協議体への参加	ア. 第1層協議体への参加 イ. 第2層協議体の運営支援 ウ. 第3層および第4層への推進・普及啓発活動
その他	ア. 先進地視察 イ. 生活支援コーディネーター関連の研修参加 ウ. フォーラム（市全体および各町開催） エ. 四者連携会議への参加

④福祉委員の養成

任期を2年として自治委員、民生児童委員と連携し、支援を必要とする人の見守り活動に重点を置いた福祉委員の養成に取り組む。

事業計画名	具体的内容
福祉委員の設置・養成事業	・福祉委員の委嘱、研修会の開催 ・地区社協と連携した福祉委員説明会の開催

⑤地域福祉連絡会議への参画

市行政と足並みをそろえた地域福祉を推進していくために、関係部局との連絡会議に参画し連携を密にする。

事業計画名	具体的内容
地域福祉連絡会議	社会福祉部局、高齢者福祉部局、障がい者福祉部局、児童福祉部局、保健部局、消防・防災部局、教育委員会部局との連絡会議

⑥地域住民主体の福祉活動の充実

住み慣れた地域で住民自身が主体的に「集いの場づくり（サロン等）」に取り組み、仲間と楽しく活動できるよう地区社協と共に支援し、全自治会での設置を目指す。

また小地域（自治会）を単位として、何らかの支援を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動を行うため、地区社協と連携し「孤立者を出さない・見守り・声かけの取り組み」として小地域見守り活動の取り組みを推進する。

事業計画名	具体的内容
いきいきサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業への助成 ・サロンリーダー研修会（つどい）の推進 ・レクリエーション用具の貸出 ・地域座談会（支え合い活動の普及啓発）
小地域見守り活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守り活動事業の推進（地区社協と連携） ・地区座談会の推進

⑦ 災害時避難行動要支援者を支援する福祉施設連絡会の運営

災害時避難行動要支援者を受入れ可能な介護施設、児童施設、障がい者施設等のネットワークを活用し有事に備える。施設間の連携・援助体制の確認や情報共有の場とする。

事業計画名	具体的内容
連絡会の運営	・連絡会（研修会）の開催

⑧ いきいき生活応援隊員養成事業（市の受託）

いきいき生活応援隊員養成講座を開催し、修了後は有償ボランティア、生活援助サポーターとして活動できるよう地域の担い手人材を育成する。

事業計画名	具体的内容
いきいき生活応援隊員養成講座	3日間の基礎養成講座と3日間の生活援助サポーター養成講座の開催（年1回）

⑨ 【新規】 成年後見支援センター事業（市の受託事業）

事業計画名	具体的内容
成年後見支援センターの受託運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催（年3回） ・広報・啓発、関係機関とのネットワークの構築 ・相談・支援の体制の整備 ・市民後見人養成講座の開催（年1回）

⑩ 【新規】 法人後見に向けた研究

認知症高齢者の増加や多様化する支援を必要とする方々の地域での生活を支えるため、法人後見に向けた体制整備等の調査研究をする。

事業計画名	具体的内容
調査・研究事業	・先進地視察研修

⑪ 生活援助サポーター派遣事業（市の受託）

上記事業で養成したサポーターを要支援者・事業対象者の生活支援援助のため、ケアプランに基づき派遣する。

事業計画名	具体的内容
生活援助サポーター 派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助サポーターの登録 生活援助サポーターと利用者の調整、支援

⑫地域福祉推進大会の実施

事業計画名	具体的内容
地域福祉推進大会	<ul style="list-style-type: none"> 表彰式、福祉講演会（シンポジウム）

⑬【新規】地域福祉活動計画の策定

行政が策定する地域福祉計画と整合性を持たせた、地域福祉活動計画を策定する。

事業計画名	具体事業
地域福祉活動計画 の策定	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査 策定委員会の開催

⑭団体等運営・支援

地域福祉を進めるにあたり、協力団体と連携し、協働の地域福祉推進体制を目指す。

事業計画名	具体事業
団体等支援	<ul style="list-style-type: none"> 市共同募金委員会事務局運営 市民生委員児童委員協議会事務局として支援 市老人クラブ連合会事務局として支援

(2) ボランティア市民活動センター事業

地域のあらゆる市民の社会参加と団体（住民組織や民生委員児童委員、NPO 団体、社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民団体や民間事業者、共同募金関係者、学校関係者等）組織を巻き込み、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていく事業を行う。

① ボランティアセンター事業

事業計画名	具体的内容
ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・発信・提供 ・ボランティア活動保険加入者支援（補助） ・ボランティアをする人とボランティアしてほしい人のコーディネート ・サロンのボランティア講師派遣の充実 ・ボランティア養成講座 ・専門ボランティア活動の補助（訪問給食ボランティアの活動支援）・専門研修 ・市ボランティア連絡協議会事務局として支援 ・市ボランティア連絡協議会への助成 ・小・中学校等へ福祉体験学習の支援
災害ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営スタッフ会議の開催及び研修会への参加 ・災害時における近隣市との職員応援体制整備の準備のための連絡会議の推進
災害ボランティアネットワーク協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に地域でスムーズな活動ができるように、お互いの強みや役割分担を確認し、支援体制等の共有を行う。 ・災害ボランティアネットワーク協議会運営・研修

② ささえあいパートナー事業（有償ボランティア事業）

いきいき生活応援隊員（お助け会員）が身の周りのちょっと困った事を、手助けしてもらいたい人（お願い会員）に有償で支援を行う相互援助活動（有償ボランティア活動）の円滑な事業実施。

事業計画名	具体的内容
ささえあいパートナー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握、お願い会員の選定 ・お願い会員とお助け会員のコーディネート ・ありがとうチケット販売・精算

(3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的・精神障がい者等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。（大分県社会福祉協議会からの受託）

事業計画名	具体的内容
日常生活 自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・生活支援員としての個別援助活動（金銭等の預かり、支払い援助、福祉サービス等の契約）・専門員業務（契約・解約に関すること、利用者・事業所・相談機関等との連絡調整）・専門員と生活支援員の連絡調整・生活支援員継続研修・生活支援員の養成・登録等

3. 総合相談センター

専任のセンター長を配置し、これまでの地域包括支援センター業務と暮らし支援業務を市役所内で一本化し、困難化する相談についてセンター職員全体で共有・対応できるよう体制を構築する。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。又、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

特に「①市民への事業の周知」、「②医療、福祉、生活のあらゆる部署との連携」、「③チームアプローチの推進」を重点として進める。

【包括的支援事業係】

事業計画名	具体的内容
介護予防ケアマネジメント事業	<p>介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等（要支援者及び事業対象者）の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を含め、要支援者等にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>①介護認定非該当者の把握と対応 ②事業対象者のケアマネジメント支援</p>
総合相談支援事業	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行う。</p> <p>①初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援 ②地域におけるネットワークの構築 ③実態把握 ④ブランチ等の専任相談員業務</p>

権利擁護事業	<p>地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。</p> <p>①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害の防止</p>
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的に支援することが重要。そのための地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。</p> <p>①包括的・継続的なケア体制の構築 ②地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ③日常的個別指導・相談 ④支援困難事例等への指導・助言</p>
地域ケア会議推進事業	<p>医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を支援する。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進に繋げる。</p> <p>①地域ケア会議の機能推進 ②地域ケア会議の運営（主体は市） ③ケアマネジメント向上会議の開催</p>

在宅医療・介護 連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。
認知症総合 支援事業	<p>認知症の人への効果的な支援を行うことを目的とする。</p> <p>①認知症初期集中支援推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p> <p>②認知症地域支援・ケア向上事業 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケア向上を図るための取組みを推進する。具体的には、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症や、その家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、市と連携しながら支援を行う。</p>
その他	<p>①その他の会議等への出席</p> <p>②個人情報の取扱いについて</p> <p>③利用者満足度の向上について</p>

【指定介護予防支援事業係】

事業計画名	具体的内容
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	<p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないように支援することを目的とする</p> <p>①要支援者へのケアマネジメント</p> <p>②事業対象者へのケアマネジメント</p>

くらし支援センター

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等で他制度の貸付が利用できない人に対して資金の貸付を行う。経済的自立及び生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、自立相談支援事業と連携して社会的自立に向けて支援する。

事業計画名	具体的内容
生活福祉資金貸付事業 (大分県社会福祉協議会からの受託)	資金貸付及び自立に向けての相談 ・総合支援資金 ・福祉資金(福祉費・緊急小口資金) ・教育支援資金(教育支援・就学支度費)等 自立相談支援事業、民生児童委員との連携
小口資金貸付事業 (市社協事業)	資金貸付の相談(上限5万円) ・各支部担当者、自立相談支援事業、民生児童委員との連携

(2) 生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(生活困窮者自立支援制度・豊後大野市からの受託) 経済的理由をはじめその他の理由により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人(世帯)が抱える多様で複合的な問題について相談支援対応する。情報の提供や助言を行うとともに、多職種連携による包括的な支援を計画的に行うことによってその人(世帯)の自立を図る。また、その人(世帯)がいつまでも安心して生活できるように地域への働きかけを行う。

特に新型コロナウイルスの影響による生活困窮者に対しては生活福祉資金(特例貸付)その他制度を有効に活用して迅速に対応し、その後の生活状況についても注視していく。

事業計画名	具体的内容
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業の実施(市:社会福祉課内) ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置 ・求職者(生活困窮者)に対する就労・定着支援 ・支援調整会議の開催 多職種連携のため他機関とのつながりの強化 ・市役所内連携への協力・推進 ・就労準備支援事業との連携強化 ・民生委員への事業の周知と協力依頼 「地域共生社会の実現」へ向けた地域への働きかけ

(3) 被保護者等就労支援事業

生活保護受給者の就労について、本人及び福祉事務所からの相談にのり、ハローワーク等と連携しながら必要な情報の提供及び助言、支援を行うことにより被保護者の自立をめざす。

事業計画名	具体的内容
被保護者等就労支援事業	対象者の就労・定着支援（市：社会福祉課内） ・ 支援対象者からの求職相談 ・ ハローワークとの連絡調整 ・ 就労（継続・定着）に必要な支援 福祉事務所（ケースワーカー）との連携